

第1回総合海洋政策本部参与会議議事概要

日時：平成19年10月18日（木）17：00～19：16

場所：官邸2階小ホール

議事概要

1. 開会

2. 参与御紹介

大庭局長より、資料1に沿って10名の参与の紹介が行われた。

3. 内閣総理大臣（総合海洋政策本部長）挨拶

総合海洋政策本部長である福田内閣総理大臣より、今年は、我が国が真の海洋国家を目指すべく、総合的な海洋施策の推進体制が整備された「船出の年」であり、総理自身も、自民党の大陸棚調査推進議員連盟の会長であったため、海洋分野にも深い関心があることから、今回の参与会議の開催を喜ばしく思う旨の御挨拶があった。

4. 参与会議規則（案）について

資料3について事務局より説明が行われ、異議なく了承された。

5. 座長の選出及び座長挨拶

栗林参与が座長に選出され、栗林座長より、今般、第1回参与会議が開催されたことに深い感慨を覚えるとともに、海洋国家日本を支えるに相応しい質の高い海洋基本計画の策定に向け、参与会議としても後押ししていきたい旨の御挨拶があった。

また、座長により、秋山参与が座長代理に指名された。

6. 海洋基本計画作成の方向性（案）について

資料4について事務局より説明が行われ、内容について議論が行われた。その概要は、以下のとおり。

【参与発言は、事務局発言は で表記】

海洋基本計画の方向性の案について、大きな3つのテーマを設定した上で、6つの理念に即して定めるという構成とすることに賛成である。

理念1について、環境保全と水産業は両立しないものではなく、環境保全は、水産業が成立するための前提となるものである。漁業者も自主的に環境保全に取り組んでいる。

理念2について、沿岸部や離島の住民の多くは水難救助等に取り組んでおり、安全確保等の観点からも重要である。また、交通の整備やブロードバンドの導入等、離島の住民の生活基盤を充実させる必要がある。

理念3について、我が国では、海洋生物資源や資源を合理的に利用するための技術、ルールに関する研究は充実しており、これらの成果を活かし、新産業の創出や、我が国の国際競争力強化に資することも可能である。

理念4で言及されている「水産業等の体質改善」は、水産基本計画の内容と一致している。国民の安全・安心を確保するため、食料の安定供給や水産資源の持続的・合理的な利用を図っていくことが重要である。

理念5で言及されている「海洋の総合的管理」は、水産基本計画で言及されている漁村の多面的機能の発揮に関連するものと理解できる。資源の宝庫である海から得られる社会的利益を最大化することが重要である。

理念6の「日本の先導的役割」については、水産基本計画にも、公海域での資源管理に対する貢献や、責任ある漁業国としての適正操業等について具体的に記述されている。

水産分野における長年にわたる調整の歴史や深い知識を、総合的な海洋利用の検討過程に活かしていくべきである。

海洋について、科学的知見によって世界を先導していくことは我が国の使命である。海底地形の知見については、大陸棚調査のおかげもあり、太平洋側は、近代的な測量調査が実施されているものの、沿岸域や日本近海については、近代的な測量調査が進んでいない。

現在、我が国の深海探査技術は世界をリードしているが、最近、各国も深海探査に力を入れてきており、我が国は、深海探査をより一層推進していく必要がある。

海洋研究開発については、産学官が連携し、施設の共用促進やデータの集積を行う海洋研究開発拠点を構築し、オールジャパンで行うべきである

我が国の海洋工学は基礎が脆弱であり、基礎技術を確立する必要がある。オイルショックの結果、欧米では海洋石油工学が活性化したが、日本近海に大型油田がないため、我が国は欧米に遅れを取った。我が国は、エネルギー、食糧、鉱物等の資源の自給率が低く、輸入に莫大な資金を注ぎ込んでいる。国が自主的にこれらの資源を開発し、安定供給を図っていくことが国益に適う。

海洋工学、海洋技術の再生を図るため、国家プロジェクトを立ち上げるべきである。海洋研究はリスクを伴うものであることから、国が投資を行うべきである。

海洋産業を振興するためには、財源の確保、人材育成、技術開発の3点が重要である。海洋ブロードバンド等のインフラの整備、センサー技術は特に重要である。我が国は、魚群探知用以外の殆どのセンサーを輸入している。センサーは情報獲得の第一歩となるものであり、これを基盤技術として位置づけ、海底資源を探査できるような製品を開発することが重要である。海洋分野にも、原子力や宇宙などの分野と同程度の予算をつける必要がある。

我が国EEZ内の石油・天然ガス等の探査を長期的計画に沿って進める必要がある。最低でも5年程度の計画が必要と考える。探査に着手してい

る企業もあるが、十分とは言えず、国が先導する必要がある。平成18年度に導入された3次元探査船により、民間では実施が困難な境界未画定の海域等を対象とした探査を進めることが重要である。

メタンハイドレードの開発を行うに当たっては、海洋生態系に与える影響を考慮する必要がある。また、国が主導し、国際協力の下、長期的に取り組んでいくことが重要である。我が国は、大水深の技術開発力が不足しており、国際競争力をつけるには、国の援助が必要である。

海洋基本計画の策定や、更なる法制の整備、予算措置等を講じることは容易ではないが、総合的な海洋政策の推進が、本部や事務局の使命であり、頑張っていたきたい。

海洋基本計画の策定に当たっては、極めて多くの課題が存在し、海洋分野の専門家等からの意見を踏まえる必要がある。十分な時間をかけて御検討いただきたい。

また、政令において、参与会議は、海洋に関する重要事項を審議する場である旨規定されており、事務局においては、今後とも、参与会議における審議を重ねていけるような計画の策定作業日程を考えてもらいたい。

資料4についてであるが、基本方針の3つのテーマは良いが、更に、「総合的な海洋政策の推進、海洋の総合的管理」というようなことを追加してはどうか。

また、基本方針を6つの理念に沿って書き込まれているが、やや違和感を覚える。東シナ海問題、海洋環境問題などは、6つの理念全てに関係する。第1条、第2条から第7条、第8条から第14条までについて、必要に応じて補足、敷衍し、基本理念として示すのが良いのではないか。

理念1について、持続可能な開発は、極めて重要な問題と考える。

理念2について、我が国のシーレーンで生じていることが我が国の安全保障に及ぼす意味を踏まえ、基本計画に盛り込んでいただきたい。

理念5の総合的管理については、他により適切な書き方があるのではないかと思うので、後日、事務局に意見を提出したい。

海に囲まれた我が国にとって、海洋は、国土のフロントとも言えるものである。災害情報を早期に発出できれば、国民の安全を守ることに繋がる。

水質について、青潮の発生等をリアルタイムでモニタリングすることが重要である。

水産資源に関しては、中国の河川からの栄養の流入が、日本近海の豊かな漁場の形成に資するとの側面もあるため、これらの河川の状況を監視し、問題があれば、我が国が意見を発することができるような体制を整備すべきと考える。

また、基本的施策の文末に「重視する」とあるが、具体的な目標を定めることが望ましい。

理念2について、リアルタイムでの津波警報の発出や、災害に対するモニタリング体制の構築が、国民の安心・安全の確保にとって重要と考える。

理念3について、現状で足りない調査項目、調査方法について、後からでも加えられるようにしないと新しい情報が取得できないので、この点に

留意したメカニズムを構築する必要がある。

理念4について、海洋に関する活動について、新しいアイデアの受け皿を作っておくことが重要である。

理念5について、海洋モニタリングが重要である。

また、離島の保全について、国家的事業により沖ノ鳥島の保全を図るべきである。

さらに、関係者相互の連携について、国、自治体、企業、国民それぞれの責任の所在を明確にすべきである。

海洋基本計画の方向性の案について、3つのテーマを設定するなど、包括的な観点からの記述があることに関しては、評価できる。

ただし、国連海洋法条約等の法制度等を理解した上で、海洋政策を立案・推進できる人材の育成が重要であり、そのために、文理融合型の教育が必要と考えるが、この資料には、この点が盛り込まれていない。

海洋の安全について、沿岸域の安全のみならず、マラッカ・シンガポール海峡における海賊問題等、海上輸送の安全についての記述を充実させる必要がある。

また、水産資源の持続的利用について、もう少し踏み込んだ記述があると良いのではないかと考える。遠洋について、国際ルールの遵守の観点から、問題が生じた場合の対応として、「国際裁判の利用」等を盛り込むべきである。これにより、制度的基盤の分野において先導的役割を果たすことに繋がると考える。

近隣諸国との国際関係については、海洋調査において軋轢が生じているが、交渉による解決の余地を広く残すとともに、条約において、締約国に付与されている権限の内容や、それらの権限のうち我が国が行使していないものは何かを把握した上で、行使の是非を検討することが重要である。

海洋権益について申し上げる。我が国の海洋権益が危機にさらされてきたことについて、資料（情報機能を強化するためには縦割り組織では無理との趣旨の読売新聞記事）を御参照願いたい。

2004年5月の中国の鉦区設定で最も被害を被ったのは帝国石油であり、同社の鉦区に食い込むような形で中国が鉦区申請を行った。その際、私は、国会議員に何とかできないか相談し、その1ヶ月後、自民党に海洋権益委員会ができた。情報の総合的な収集・分析・運用が重要である。

また、海洋権益を考えない我が国国民に対し、地理に関する教育を行うべきである。

なお、与那国島には自衛隊が展開されていない。国防の観点から、このような事実にも関心を向けてもらいたい。

海洋基本計画の方向性の案について、3つの総合政策のテーマを設定したことは、大変良い考え方だと思う。

米国では、海洋研究についての予算が複数の政府機関を経由して研究者に投入されているが、我が国の研究に対する予算は少なく、現状では、海洋国家としての基礎技術を豊かなものとすることは困難である。是非とも、

海洋科学技術の振興に関する財源の強化をお願いしたい。

また、資料4のテーマを実践するのは人材であり、海洋に関係した人材の育成を推進することが重要である。

我が国の海洋科学技術の基盤の充実を推進するプログラムを創出し、人材の育成と海洋に特化した研究開発の推進を行ってほしい。

本日は、事務局作成資料について議論を行っているが、現段階では、あまり個別具体的な問題に立ち入らない方がよいと考える。ただ、私個人としては、例えば安定的な海上輸送の確保、日本船籍・日本人船員の確保、マラッカ・シンガポール海峡の安全確保のための我が国の国際協力、海上保安体制の充実、東シナ海の調査等が重要と考える。

海洋基本計画作成の方向性の案については、基本的にこのような方向性で良いと考えている。

計画の期間について、案では5年としているが、同時に、将来を見据えた方向性を示すことも重要である。その場合、「新たな海洋立国を目指して」などの平易な表現ぶりのテーマを示すことを考えてはどうか。計画の策定は来年1月頃を予定しているが、海洋施策は、多岐にわたる検討を必要とするため、専門家の意見が必要であろう。国会の附帯決議があり、早期に計画を策定することも重要であるが、参与会議の開催機会を可能な限り多く設けていただきたい。

資料が公開され、この資料を参与会議が追認したと受け取られることには、やや抵抗がある。発表の仕方はお任せするが、この点について御留意いただければと思う。

この3つのテーマの前に、より長期的な視野に立った格調高い理念が必要ではないかと考えるので、御検討いただきたい。

国際問題の解決に向けた権限行使のための根拠法が海洋分野に必要な意見もあるが、基本計画に先んじて、既に行われている措置もあり、今後検討されるものもあると思う。このようなものと基本計画との関係について、どのように整理するのか。

国連海洋法条約との関係等、法制度に踏み込んだ問題については、別途、検討しているところである。その検討の進捗度に応じて、計画に書き込むこととなると思う。なお、条約の下で沿岸国に付与された権利の行使の是非について検討すべきとの御指摘があったが、できれば、別途、御教示いただきたいと考えている。

基本方針に関しては、3名の参与の方々から、6つの基本理念に沿った記述の前に、海洋立国を目指すというような、より長期的な方向性を示す記述が必要であるとの指摘があった。検討してみたい。

7．海洋政策担当大臣挨拶

総合海洋政策本部の副本部長である冬柴海洋政策担当大臣より、海洋基本計画の方向性について、参与の方々から貴重な御意見をいただいたことに感謝するとともに、四面環海の我が国が今後、更なる発展を遂げていくため、海洋施策の集中的かつ総合的な推進に精一杯努力していきたい旨の御挨拶があった。

8．次回の参与会議の日程について

次回の参与会議の日程については、各参与と調整の上、後日決定することとなった。

以上